鳥取県の水産業について

鳥取県境港水産事務所
所長　**山本　健也**[1]

はじめに

鳥取県は、皆さまご存じのとおり全国で最も人口の少ない県です。このことは、一般的には弱みですが、裏を返せば強みの一つでもあります。というのも、本県のような小さな自治体では、小回りが利きやすく、現場に近いところで仕事が出来ます。現場に近いために漁業者から厳しいご意見をいただくこともありますが、逆に自分たちのやったことで感謝の言葉などをいただけると、お金には代えがたいやりがいを感じることが出来ます。さて、鳥取県の行政組織は水産振興課と漁業調整課、境港水産事務所、水産試験場、栽培漁業センターがそれぞれ役割分担し、海面漁業、養殖業、境港の市場、内水面漁業の振興、海洋環境の調査、漁業取締りなどを行っています。

境港市から美保湾越しに臨む大山

1　1997年東京水産大学大学院資源育成学専攻　博士前期課程修了、1998年山口県に入庁後、2013年８月退職、2013年９月鳥取県に入庁。栽培漁業センター、水産振興課を経て2023年４月から現職。

そんな小さな県である鳥取県の海岸線総延長は129kmで、その約65％が鳥取砂丘に象徴されるような砂浜海岸です。そして、本県の東部には岩場を中心とした岩礁海岸、西部には小石からなる礫海岸及び外洋性内湾の美保湾を有し、その他の海岸は直線状の単調な砂浜海岸となっています。特に県の北西端に位置する境港地区は本県水産業の中心で砂州として形成された弓ヶ浜半島の北端に位置し、北側は境水道を挟んで島根半島に接しています。境港では冬季の風浪による影響を島根半島が防ぎ、古くから天然の良港として利用されてきました。記録では文久元年（1861年）には御手船役所が設けられ、瀬戸内海、九州方面、但馬、北陸方面との木造和船による交易が行われていたそうです。また、境漁港では、日本海の豊富な水産資源に恵まれ、大正年間にまき網漁業の発達とともに漁港整備が始まりました。昭和30年の第２次漁港整備長期計画から本格的に漁港整備が進められ、平成６年の第９次漁港整備長期計画以降、大型漁船に対応した係留施設等の整備がなされています。昭和28年には第３種漁港、昭和48年には特定第３種漁港に指定され、国内有数の漁港に躍進し、現在では日本海における沖合漁業の中核基地としての役割を果たしています。

ここで、鳥取県の全産業における水産業の位置付けをみてみます。令和３年度の経済活動別県内総生産をみますと、総生産額は１兆9,263億円で、このうち、水産業は93.8億円となっています。（令和３年度鳥取県県民経済計算より）また、令和２年度の本県の産業全体の就業者数は約26万９千人（平成27年度:28万１千人）で、このうち漁業就業者数は989人（平成27年度:1,107人）であります。（令和２年国勢調査結果　就業状態等基本集計結果より）。総生産額や就業者数から見た場合、本県の全産業の中で水産業は小さい産業であるものの、特に海沿いの小さな集落においては重要な産業のひとつでもあり、漁港を中心とした漁村というコミュニティー維持のためにも欠かせない産業のひとつとなっています。

本県の漁業は概ね80トン以上の漁船を用いた比較的規模の大きな沖合漁業と20トン未満の漁船を用いた比較的規模の小さな沿岸漁業に大別できます。それぞれの漁業種類によって課題は様々ですが、本県水産業の共通の課題としては、海洋環境の変化への対応と漁業就業者数の減少が挙げられます。海洋環境の変化は地球規模で生じていますが、この影響を受けて、本県の漁業の現場からも過去の経験が生かせないことが増えてきているとの声が聞かれます。このため漁業者の中には操業する場所や漁具を柔軟に変更したり、刺網や一本釣り等いくつかの漁業種類を組合せたりして、時期に応じて獲れる魚を獲るなどして漁業経営を維持しています。

本県漁業を代表する沖合底引き網漁船